

条例第 31 号

宇和島市公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 11 月 15 日

宇和島市長 園原文彰

宇和島市公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(宇和島市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 宇和島市公共下水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第10条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2</u> 第8項の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第10条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8</u> 第8項の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(宇和島市病院等事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 宇和島市病院等事業の設置等に関する条例（平成17年条例第204号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第10条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2</u> 第8項の規定により病院等事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第10条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8</u> 第8項の規定により病院等事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない

ない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上であるときとする。	ない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上であるときとする。
-------------------------------------	-------------------------------------

(宇和島市水道事業の組織等に関する条例の一部改正)

第3条 宇和島市水道事業の組織等に関する条例（平成17年条例第211号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第9条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2</u>第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第9条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8</u>第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。